

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年1月22日

札幌市長 秋元克広

記

- 1 指定管理者の名称
社会福祉法人 はるにれの里
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
名 称 札幌市自閉症者自立支援センター（デイサービスセンター）
札幌市自閉症者自立支援センター（入所施設）
札幌市自閉症・発達障害支援センター
所在地 東区東雁来12条4丁目
- 3 管理を行わせる期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 施設・設備等の維持及び管理に関する業務
 - (3) 札幌市障害者福祉施設条例（平成18年条例第40号。以下「施設条例」という）第2条第1号及び第6号に規定する事業の計画及び実施に関する業務
 - (4) 札幌市自閉症・発達障害支援センター条例（平成16年条例第39号）第2条に規定する事業の計画及び実施に関する業務
 - (5) 施設の利用等に関する業務
 - (6) 上記業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項
 - (1) 札幌市自閉症者自立支援センターについては、施設条例第6条に基づき利用料を徴収する。
 - (2) 札幌市自閉症・発達障害支援センターについては、利用料及び登録料は無料とする。ただし、研修の教材費、飲食物費、日用品費等の利用者個人に係る費用については、実費相当分を利用者から収受することができる。